

令和3年4月吉日

株主各位

静岡県伊東市湯川 543 番地
伊東瓦斯株式会社
代表取締役社長 齊藤 大

株券廃止会社移行のご案内

拝啓 株主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当社をご支援いただき誠にありがとうございます。

さて、当社は令和3年3月26日（金）開催の第112期定時株主総会におきまして、株券を発行しないとする定款変更の決議をいたしました。

よって、定款変更効力発生日の令和3年5月10日（月）をもって当社は株券不発行会社となり、当会社の株券は無効となる旨をご承知下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、お手元の株券は回収いたしません。株主の皆様が所有する株式数等については、当社で電子データとして厳密に管理いたしておりますので、株主としての権利は、これまでと何ら変わることはございません。また、万一、株券を紛失されましても当社へのお届けの必要はございません。

今後は、5月10日を過ぎましたら、株主であることを証明する「株主名簿記載事項証明書」を発行・郵送いたします。必要に応じて随時発行もいたしますので、その場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。所有する株式数につきましては、毎年3月にお送りいたします「配当金お支払いのご通知」でお知らせいたします。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

何かご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。

敬具

【お問合せ先】

静岡県伊東市湯川 543 番地
伊東瓦斯株式会社
総務部 安部・高柳
TEL 0557-37-0061
takayanagi-k@ito-gas.co.jp

(株券廃止会社への移行に関する Q&A)

質問 1. 株券廃止会社とはなんですか？

回答：株券を発行する旨の定款の定めを廃止する（株券を発行しない）会社のことをいいます。

質問 2. 株券が廃止されると株主としての権利に変更があるのですか？

回答：株主様が保有されております株式の内容につきましては、これまでと何ら変わることはございません。今後は、当社が管理する株主名簿の記載にしたがって、当社に対し権利を行使いただくことになります。

質問 3. 株券廃止会社への移行に伴い、株主として手続きすることがありますか？

回答：このお知らせがお手元に届きました株主様におかれましては、すでに、当社の株主名簿に株主様のお名前や保有されている株式の数などの情報が記載されておりますので、株券廃止会社への移行にともなうお手続きは一切不要です。

質問 4. 今後、株券を譲渡する場合の手続きはどうしたらいいですか？

回答：株式を譲渡される方と譲受される方が共同で「株主名義書換」の請求を行っていただく必要があります。

この手続きのくわしい方法などについては、当社総務課株式担当までお問い合わせ下さい。

質問 5. 相続など前の名義人と共同で名義書換の手続きが出来ない場合はどうしたらいいのでしょうか？

回答：必要な書類を添えて手続きを行っていただく必要があります。ご不明な点などございましたら、当社総務課株式担当までお問い合わせ下さい。

質問 6. 株主名簿記載済みの株主かどうかはどのようにしてわかるのですか？

質問 7. 株主であることの証明書がほしい場合はどうしたらいいのでしょうか？

回答：当社よりお送りする株主総会の招集通知あるいは配当金のご案内によりご確認いただけます。また、株主様において、「株主名簿記載事項証明書（会社法第 122 条に基づくもの）」の発行を必要とされる場合は、当社にご連絡頂ければ発行させていただきます。

なお、発行に際して、実費がかかる場合には、ご依頼のあった株主様にご負担頂くこととなります。

「株主名簿記載事項証明書」や、この書類の発行までに要する期間、発行に要する費用などの詳しい事項につきましては、当社総務課株式担当までお問い合わせください。

質問 8. 株券を所有しているのですが、自分名義になっていません（いわゆる失念株主様）。その場合、名義書換をするにはどうしたらいいのでしょうか？

質問 9. 名義書換をしていない株券を紛失した場合はどうしたらよいのでしょうか？

回答：相続等があったにもかかわらず、株主名簿の名義書換が完了していない株主（失念株主）様におかれましても、株主としての権利を直ちに失うわけではありません。ただし、株主名簿上に名義が記載されておられませんと、株主としての権利を当社や第三者に主張することはできなくなります（会社法 130 条など）。

そこで、このような株主様におかれましては、速やかに名義書換手続きをして頂きますようお願いいたします。なお、名義書換するには、前述の質問 4 ならびに質問 5 のいずれかのお手続きが必要となります。

質問 10. 住所を変更したいのですが、どこに届ければよいのでしょうか？

回答：当社総務課株式担当までご連絡下さい。

質問 11. なぜ株券を廃止するのですか？

回答：株券をお手元等で保管することによる紛失、盗難等のリスクを回避することに加え、株式事務の効率化及び合理化ならびに株券取扱いに係る事務費用を削減することが株主様の利益に資すると判断し、株券を廃止することにいたしました。

質問 12. なぜ今廃止するのですか？

回答：現在の会社法は平成 18 年に施行され、株券不発行が原則となりました。当社は旧商法に基づき株券を発行しておりましたが、近年、相続・譲渡の申請が増加しており、その都度、株券に関するお願いをする機会が増えております。早急な対応が必要と考え、令和 3 年 3 月に開催の第 112 期定時株主総会にて株券廃止の決議をさせていただきました。

以上